

「(仮称) 町田市産業振興基本条例」案の考え方について

地域にとって産業とその発展は、まちの活力を高め、ひいては経済を活性化していく上で、重要な役割を担っています。そのことから、市には、中長期的な視点から産業振興の目指すべき方向を明らかにし、それに基づいて地域社会と連携した取り組みを進めていくことが求められています。

これまで、市は、産業振興の基本的な方針と、市、経済関係団体、事業者、市民の役割について、それを条例により制度化すべく検討を進めてきました。

そこで、条例案の提案に先立ち、その考え方をお示しします。

I. 条例の構成案

条例の構成は、次のとおり考えています。

前 文
1. 条例の目的
2. 基本方針
3. 責務

II. 条例の考え方

条例の考え方を、構成案に沿って次のとおりお示しします。

条例の構成(案)	考え方
前 文	前文には、以下の背景及び産業振興の課題を述べます。 ・市内の産業を取り巻く環境の変化を的確に捉える。 ・市内の諸産業を横断的に展望した産業振興策を推進する。 ・市内外の顧客の視点に立った産業振興策を推進する。 ・市民生活や地域の環境を考慮した産業振興を推進する。 ・様々な主体が連携、協力しながら産業振興を進めていく。

1. 条例の目的	<p>条例の主な目的は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興をとおして、魅力と活力のあるまちづくりを目指す。 ・地域の産業振興に関する基本方針を定める。 ・行政の責務を定めるとともに、産業振興の担い手である様々な主体の責務を明らかにする。
2. 基本方針	基本方針の骨子は以下のとおりです。
基本方針1： 産業間、業種間連携による 活力ある地域の産業の強 化、育成	<ul style="list-style-type: none"> ・業種や産業分野の枠を超えた事業者の連携・協力を促進していく。 ・事業者や経済関係団体等と市民（顧客）とのより密接なコミュニケーションを促進していく。 ・地域の産業がその付加価値を更に高めていけるよう、様々な形での連携を促進していく。
基本方針2： 生活者にとって価値の高 い産業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全や環境問題、健康に対する意識の高まりなど、生活者のニーズに応えられる産業育成を進めていく。
基本方針3： 事業者の創意工夫と自立 的な発展促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業者が自らの創意と工夫を重ね、自立的な発展を続けられるよう、一層の経営革新努力を促していく。 ・事業の拡大や新たな事業展開、創業・起業がしやすい環境を整えていく。
基本方針4： 地域資源の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の発掘、創出を進める。 ・地域資源を有機的に結び付け、発信していくことで、新たなビジネスチャンスの創出を進める。
基本方針5： 地域人材を活用した、新 たなネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材の豊かな経験や知識、高度な技術を市内の事業活動に活かせる環境を整えていく。 ・若年者の活躍の場が広がるよう雇用環境対策を進めていく。

<p>3. 責務</p>	<p>様々な主体が連携・協力しながら産業振興を進めていけるよう、以下の考え方で、行政の責務を明らかにするとともに、経済関係団体、事業者、市民の責務についても明確化しようと考えています。</p>										
<p>①市の責務</p>	<p>地域のコーディネーターとして、産業振興策の推進計画を策定するとともに、その計画実現に向け、産業振興の担い手となる様々な地域の主体に対する必要な支援や環境整備、規制、誘導を行うことが市の役割であると考え、次のことを市の責務として考えています。</p> <p>なお、条文化の際はこれらを包括的に表現する予定です。(以下、経済関係団体、事業者、市民の責務についても同じです。)</p> <table border="1" data-bbox="630 824 1369 1429"> <tr><td>・基本方針に基づく産業振興に関する計画の策定・推進と実施主体に対する支援</td></tr> <tr><td>・その他重要テーマに関する計画の策定・推進と実施主体に対する支援</td></tr> <tr><td>・産業間連携、業種間連携の支援</td></tr> <tr><td>・事業者、起業者育成の支援</td></tr> <tr><td>・地域人材ネットワーク構築支援</td></tr> <tr><td>・企業誘致</td></tr> <tr><td>・観光事業者の組織化</td></tr> <tr><td>・事業活動情報の発信の支援</td></tr> <tr><td>・国、都施策の積極的な活用</td></tr> <tr><td>・現行法規制対応策の検討及び対策指導</td></tr> </table>	・基本方針に基づく産業振興に関する計画の策定・推進と実施主体に対する支援	・その他重要テーマに関する計画の策定・推進と実施主体に対する支援	・産業間連携、業種間連携の支援	・事業者、起業者育成の支援	・地域人材ネットワーク構築支援	・企業誘致	・観光事業者の組織化	・事業活動情報の発信の支援	・国、都施策の積極的な活用	・現行法規制対応策の検討及び対策指導
・基本方針に基づく産業振興に関する計画の策定・推進と実施主体に対する支援											
・その他重要テーマに関する計画の策定・推進と実施主体に対する支援											
・産業間連携、業種間連携の支援											
・事業者、起業者育成の支援											
・地域人材ネットワーク構築支援											
・企業誘致											
・観光事業者の組織化											
・事業活動情報の発信の支援											
・国、都施策の積極的な活用											
・現行法規制対応策の検討及び対策指導											
<p>②経済関係団体の責務</p>	<p>地域の産業振興策の担い手として、それぞれの役割に応じて、事業者や行政と連携しながら施策を推進していくことが経済関係団体の役割であると考え、次のことを経済関係団体の責務として考えています。</p> <table border="1" data-bbox="630 1724 1369 1975"> <tr><td>・産業間連携、業種間連携の取組み</td></tr> <tr><td>・事業者、起業者の育成</td></tr> <tr><td>・地域人材ネットワークの構築</td></tr> <tr><td>・観光事業者の組織化、観光事業の推進</td></tr> <tr><td>・事業活動情報の発信支援</td></tr> </table>	・産業間連携、業種間連携の取組み	・事業者、起業者の育成	・地域人材ネットワークの構築	・観光事業者の組織化、観光事業の推進	・事業活動情報の発信支援					
・産業間連携、業種間連携の取組み											
・事業者、起業者の育成											
・地域人材ネットワークの構築											
・観光事業者の組織化、観光事業の推進											
・事業活動情報の発信支援											

<p>③事業者の責務</p>	<p>団体や他の事業者、更には顧客と積極的な関係を構築していくことが事業者の役割であると考え、次のことを事業者の責務として考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所、業界団体への積極的な加入 ・ 事業活動情報の発信 ・ 顧客、生活者との交流 ・ 業種間交流
<p>④市民の責務</p>	<p>顧客として、また地域社会の構成員として、地域の産業振興に協力していくことが市民の役割であると考え、次のことを市民の責務として考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地場製品の積極購入 ・ 商品、事業モニタリングへの協力 ・ 市、商工会議所、業界団体への意見表明及び協力

III. 策定に向けたスケジュール

